

生学第1208号

令和7年8月29日

神奈川県生涯学習審議会会長 殿

神奈川県教育委員会教育長



社会教育施設の機能強化について（諮問）

社会教育施設の機能強化について、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により諮問します。

1 諮問事項

社会教育施設の機能強化について

2 諮問理由

図書館、博物館及び美術館などの社会教育施設は、生涯にわたる学びを支える施設であり、より多くの方々に利用してもらうことで、その役割を果たすことができる。

令和5年6月16日に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、生涯学習や社会教育を通じて得られる「自己実現」や「社会貢献意識」、「学校や地域でのつながり」などを要素とした「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針の一つに掲げ、社会教育施設の機能強化を基本施策の中で位置付けている。

また、本県が令和6年3月28日に策定した「かながわ教育大綱」では、図書館、博物館及び美術館など社会教育施設の魅力向上を図り、生涯にわたる学びの機会の充実や文化遺産の保存・活用などに総合的に取り組むこととしている。

こうした動きの中、県立の博物館及び美術館においては、令和6年度から令和10年度の5年間に係る「今後の取組」を各館で定めて活動しているが、来館者数の伸び悩みや施設・設備の老朽化、収蔵スペースの狭隘化、飛躍的に進歩したデジタル技術への対応など、様々な課題を抱えている。

そこで、県立の博物館及び美術館を事例に、社会教育施設を「行ってみよう」と思ってもらえる魅力ある施設としていく上で、どのような機能が求められるのか、また、多様な人々に対し、それぞれに十分な学習の機会を提供できるようにするためにはどのような仕組み・仕掛けが必要なのかなど、利用者の目線も踏まえ、社会教育施設の機能強化について御審議いただきたい。